

設置場所 宮崎県立産業技術専門校高鍋校  
児湯郡高鍋町大字南高鍋 1 7 7 0

## 仕 様 書

### 第 1 目的

本仕様書は、宮崎県立産業技術専門校高鍋校（以下「甲」という。）における職業訓練用コンピュータシステム一式の導入について、必要な仕様を定める。

### 第 2 契約の範囲

下記の第 4 以降による職業訓練用コンピュータシステムの構築において、最適なセキュリティの設計、効果的運用方法の提示、施工、各種システム設定、一般事務職員でも理解しやすい操作説明書作成、運用開始時における操作教育資料の作成及び操作教育の実施、契約期間中に渡る年次的なメンテナンス実施、ライセンス関連の実務処理、随時の障害対応の実施について、5 年間の長期的な契約を行うものとする。

なお、社会常識的に不可欠と判断されるものについては、本契約内容で未記載であっても、本委託に含まれるものと見なす。

### 第 3 主な利用形態

#### (1) 一般パソコン操作実習

パソコン室に設置する一般実習用パソコン 20 台と教師用 1 台を使い、同室に配置する実習用サーバを活用しつつ、パソコン操作方法からワープロや表計算等の基本ソフトの操作方法に至る一連の操作実習を行う。

その他、積算技術についての実習及び自主学習にも活用する。

#### (2) インターネット利用技術の実習

実習ではインターネットでの情報収集を行う。

#### (3) その他の利用

訓練生の基本的な実習以外に、就職先企業のニーズに合わせた、個々の訓練生の実習にも利用する。

### 第 4 構築すべきネットワーク概要と構成要素

実習用パソコン、周辺機器、インターネット接続機器、セキュリティ対策機器、実習用サーバ等から構成する。

ただし、県庁 LAN との接続は不可とし、IP アドレス体系も県庁 LAN とは異なるものとさせる等、セキュリティに最大限の配慮を行う。

主な概要は以下を想定するものとする。

(1) 各機器の設置場所、設置方法について

サーバはタワー型、パソコンは省スペース型デスクトップとし、いずれも設置場所はパソコン室とする。

設置スペースおよび静音性に十分に配慮を行うこと。

また、既設のケーブルや末端LANケーブル等の配線機材は、契約期間中において性能上支障がないと判断した場合は、再利用しても差し支えないこととする。

(2) 実習用パソコン及び周辺機器 一式

ア	一般パソコン操作実習用（訓練生）	20台
イ	一般パソコン操作実習用（教師用）	1台
ウ	A3対応カラーレーザープリンタ	1台
エ	A1対応大判プリンタ	1台

(3) インターネット接続機器及びセキュリティ対策機器 一式

ア 原則として、メンテナンスの容易さと設置スペース少の観点から、FW、プロキシ、Webフィルタリング、セキュリティ対策（ウイルス対策、スパイウェア対策等）を1台で機能できるアプライアンス品を選定する。

イ 選定においては、5年間のアプライアンス機器のオンサイトサポート及びライセンスを含み、可能な限りメンテナンスフリーなものとする。また、障害の検出が容易なよう、原則として下記(6)オのネットワーク用管理ソフトで管理できるものとし、機器の制約上当該ソフトによる管理が困難な場合は外部からのリモート監視サービスを付加させること。

ウ 職員による管理を最大限に考慮したメンテフリー性の確保と最短時間での復旧等を含めた非常に容易な運用手順を呈示できることを必須条件とする。

(4) 実習用サーバ 1台

1台のサーバで集約できるよう、十分な性能を確保する。

その他、以下を実現するサーバとして活用する。

ア パソコン個々のウイルスパターン配信用サーバとして

イ ネットワーク型授業支援ソフト用のサーバとして

ウ パソコン環境復元システム用サーバとして

(5) ネットワーク構築機器 一式

ア 上記の機器や装置等を結ぶスイッチやLANケーブル等である。

ただし、上記(1)のとおり配線機材の既設利用も可能とする。

## (6) 主なアプリケーション類

### ア ネットワーク型授業支援ソフト

実習時の訓練生の演習進行状況のモニタリングや集計、教材等の一括配布が行えるソフト（またはハード込）を導入し、最適設定を行う。

また、インターネット利用に関する許可／禁止をハードウェア操作ユニット等の機器もしくはソフトウェア上にて強制的かつワンタッチで行えるようにする。

### イ システム環境復元保護ソフト

ウィルスを初めとするマルウェア等の侵入を防ぐため、実習用パソコンの起動時に、ハードディスクの内容を基本設定内容に自動復元させるソフトを導入する。

同ソフトには、ソフトのバージョンアップ等の際に中身を一括して入れ替える機能、アンチウィルスソフトのウィルスパターン配信やWindowsUpdate等の復元除外機能が不可欠である。

### ウ 一般パソコン操作実習用ソフト

全ての実習用パソコンにMicrosoft Office Home & Business 2021を導入する。

### エ 住宅デザインソフト

全ての実習用パソコンに3Dマイホームデザイナー14を導入する。

### オ ウィルス対策ソフト

リムーバブルメディアからのウィルス侵入を防御するため、各パソコンにもウィルス対策ソフトを導入する。

なお、ネットワーク負荷軽減のため、パターンファイル配信サーバとして実習用サーバを使うこととする。

ただし上記(3)のアプライアンス製品で末端のパソコンまでカバーできる場合は実習用サーバを使う必要はない。

### カ 自動バックアップソフト

サーバデータをバックアップするためのソフトを適切な機器を導入する。

スケジューリングバックアップ機能、世代別管理機能、ローテーション機能等を有することとする。

キ ライセンスは期間中、使用できること。また、OSやOffice、ウィルス対策ソフト等の場合、県保有ライセンスのMicrosoft Open License for Government またはアカデミック価格等安価な方法を選定すること。

## 第5 技術的要件

別紙の詳細仕様のとおりとする。

## 第6 構築期間及び委託期間

本契約は、契約開始日から令和11年8月31日までの期間とする。なお、本契約による賃貸借は、令和6年9月1日から開始し5年間を賃貸借期間とするものとし、開始の前日までに構築および操作研修を完了させるものとする。

## 第7 保守

5年間の賃貸借期間中は、賃貸借するハードウェア、ソフトウェアともに別紙の詳細仕様の保守内容により対応を行うものとする。ただし、明白に県側の責めによる障害であると認められる場合はこの限りではない。

なお、メーカーが重大な瑕疵を公表した場合または構築時設計における重大な不備が見いだされた場合、障害が出ていない状況であっても迅速に調査及び対応検討を実施するものとする。

## 第8 完成図書

以下の書類を完成図書として提出すること（可能なものは電子媒体も一部提出のこと。なお、電子データ提出時には、発注者が指定する納品書を合わせて提出するものとする。電磁的記録媒体による納品について、Microsoft365（Word/Excel/PowerPoint）で読み込み可能なファイル形式で作成し、CD-R又はDVD-Rの媒体に格納し、成果品作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。また、成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、本県の承認を得ること）。

### （1）設計書のサマリー及び詳細

（ネットワーク構成表、ハードウェア構成、ソフトウェア構成、各種設定表等）

### （2）機器一覧台帳（参考見積価格も記載のこと）

### （3）セキュリティ仕様

（設計書、セキュリティポリシー（手順書）の雛形、セキュリティ設定表）

### （4）取扱説明書（簡易、詳細（メーカー取扱説明書以外に作成））および操作教育資料

### （5）メンテナンス計画書

### （6）賃貸借品または県側保有権利品一覧表

### （7）打合せ及び作業報告書（完成後のメンテナンスや障害等にかかるものは随時）

### （8）その他必要と思われるもの

## 第9 業務の引継ぎに関する事項

本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受託者は本県の指示のもと、本システムの利用終了日までに本県が継続して本業務を遂行できるよう、保守業務の流れや、業務に関連する各種管理情報、その他円滑な業務引き継ぎのために必要となる情報を詳細に記録した業務引き継ぎ書を作成し、本県に提出すること。また、業務引き継ぎに伴いデータ移行等が発生する場合、保守を行っている全てのシステムについて、移行のために必要となるデータを汎用的なデータ形式（CSV等）に加工し提供すること。さらにファイル・データレイアウト等の資料を提供し、本県または新規受託者に対して誠意を持って協力すること。

## 第10 その他

ア 機器等は、同一の供給者によって供給されること。また、借入物品の供給及び稼働については請負者が責任を負うこととし、これを製品の製造業者との間の契約によって担保していること。

イ 導入するパソコンには、導入年月、所属名（県立産業技術専門校高鍋校）、一連番号、製造番号の内容を記載したラベル、また保守を行う連絡先を記載したラベルを貼り付け可能とする。

また、請負者は上記の製造番号等を記載した一覧ファイルを電磁的記録媒体で提供すること。

ウ 契約満了に伴う機器等の返還については、請負者が機器等の設置場所に出向いて回収すること。

回収日程等については、別途甲の指示に従うこと。

また、機器等の回収後は、ハードディスク内のデータの完全消去を行い、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。

エ 機器等については、リース満了後、全部又は一部について再リースを行う可能性がある。

この仕様に記載にない事項や疑義については、甲との協議によるものとする。